



# 鳥取県公報

平成18年6月1日(木)  
号外第94号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

**規 則** 災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (64) (福祉保健課) ..... 2  
鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の  
一部を改正する規則 (65) (公園自然課) ..... 4

———公布された規則のあらまし———

災害救助法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部が改正されたことにかんがみ、災害に際して行う救助のために支出することができる応急仮設住宅の設置等に係る費用の限度額の改定を行う。

2 規則の概要

(1) 救助のために支出することができる費用の限度額を次のとおりとする。

救 助 の 種 類				支出することができる費用の限度額	
				改正後	現 行
応急仮設住宅の設置 (1戸当たり)				2,342,000円	2,385,000円
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	住家の全壊、全 焼又は流失によ り被害を受けた 世帯に対して行 う場合	夏 季 (4月1日から 9月30日まで)	1人世帯	17,200円	17,300円
			2人世帯	22,100円	22,200円
			3人世帯	32,600円	32,700円
			4人世帯	39,000円	39,100円
			5人世帯	49,500円	49,600円
		冬 季 (10月1日から 翌年3月31日ま で)	1人世帯	28,400円	28,500円
			2人世帯	36,700円	36,800円
			3人世帯	51,200円	51,400円
			4人世帯	60,100円	60,300円
			5人世帯	75,400円	75,600円
住家の半壊、半 焼又は床上浸水 により被害を受 けた世帯に対し て行う場合	夏 季 (4月1日から 9月30日まで)	5人世帯	17,400円	17,500円	
		冬 季 (10月1日から 翌年3月31日ま で)	3人世帯	16,800円	16,900円
	冬 季 (10月1日から 翌年3月31日ま で)	4人世帯	19,900円	20,000円	
		5人世帯	25,200円	25,300円	

災害にかかった住宅の応急修理（1世帯当たり）		500,000円	510,000円
埋葬	大人（1体当たり）	199,000円	193,000円
	小人（1体当たり）	159,200円	154,400円

(2) 施行期日は、公布の日とする。

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）の一部が改正され、新たに動物取扱業の登録制度及び特定動物の飼養又は保管の許可制度が新設された。
- (2) 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）の一部が改正され、(1)により新設された法による制度と重複する動物取扱業の登録制度等が廃止された。
- (3) (1)及び(2)に伴い、法、条例等の施行に関し所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 題名を鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則とする。
- (2) 飼養等許可の有効期間は、5年とする。
- (3) 飼養等許可等をしたときは、警察本部長に通知するものとする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
- ア 施行期日は、公布の日とする。
- イ 次の規則の一部改正を行う。
- (ア) 鳥取県事務処理権限規則
- (イ) 鳥取県住民基本台帳法施行細則

## 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第64号**

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年鳥取県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第5条関係）	別表第1（第5条関係）

救助の程度、方法及び期間

1 収容施設の供与

(1) 略

(2) 応急仮設住宅

ア及びイ 略

ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり2,342,000円以内とする。

エ～ク 略

2 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1)及び(2) 略

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季 別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人 を増す ことに 加算する 額
夏季 (4月1日から9月30日まで)	17,200円	22,100円	32,600円	39,000円	49,500円	7,200円
冬季 (10月1日から翌年3月31日まで)	28,400円	36,700円	51,200円	60,100円	75,400円	10,300円

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季 別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人 を増す ことに 加算する 額
夏季 (4月1日から9月30日まで)	5,600円	7,500円	11,300円	13,700円	17,400円	2,400円
冬季 (10月1日から翌年3月31日まで)	9,000円	11,900円	16,800円	19,900円	25,200円	3,300円

備考 略

救助の程度、方法及び期間

1 収容施設の供与

(1) 略

(2) 応急仮設住宅

ア及びイ 略

ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり2,385,000円以内とする。

エ～ク 略

2 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1)及び(2) 略

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季 別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人 を増す ことに 加算する 額
夏季 (4月1日から9月30日まで)	17,300円	22,200円	32,700円	39,100円	49,600円	7,200円
冬季 (10月1日から翌年3月31日まで)	28,500円	36,800円	51,400円	60,300円	75,600円	10,300円

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季 別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人 を増す ことに 加算する 額
夏季 (4月1日から9月30日まで)	5,600円	7,500円	11,300円	13,700円	17,500円	2,400円
冬季 (10月1日から翌年3月31日まで)	9,000円	11,900円	16,900円	20,000円	25,300円	3,300円

備考 略

<p>(4) 略 4及び5 略 6 災害にかかった住宅の応急修理 (1) 略 (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり500,000円以内とする。 (3) 略 7及び8 略 9 埋葬 (1)及び(2) 略 (3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人199,000円以内、小人159,200円以内とする。 (4) 略 10～13 略</p>	<p>(4) 略 4及び5 略 6 災害にかかった住宅の応急修理 (1) 略 (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり510,000円以内とする。 (3) 略 7及び8 略 9 埋葬 (1)及び(2) 略 (3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人193,000円以内、小人154,400円以内とする。 (4) 略 10～13 略</p>
---	---

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第65号**

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下この条において「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前

鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則(趣旨)

第1条 この規則は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「省令」という。）及び鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の有効期間)

第2条 省令第14条に規定する法第26条第1項本文の許可の有効期間は、すべての特定動物（同項本文に規定する特定動物をいう。以下同じ。）の種類において許可の日から5年とする。

(特定動物の許可等の通知)

第3条 知事は、法第26条第1項本文の規定による許可若しくは法第29条の規定による当該許可の取消しをしたとき、又は省令第13条第10号の規定による通知、省令第16条第1項前段の規定による届出若しくは特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年環境省告示第22号）第3条第1号イただし書若しくは口の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を警察本部長に通知するものとする。

(飼い犬を飼育している旨の標識)

第5条 条例第9条第6号の掲示は、様式第1号による標識を掲示しなければならない。

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定動物)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める動物（以下「特定動物」という。）は、別表第1の特定動物の欄に掲げる種（亜種を含む。）とする。

(特定動物を飼育している旨の標識)

第3条 条例第8条第3号の掲示は、様式第1号による標識を掲示しなければならない。

(飼い犬を飼育している旨の標識)

第5条 条例第9条第6号の掲示は、様式第2号による標識を掲示しなければならない。

(動物取扱責任者の資格)

第5条の2 条例第10条の3第2項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 獣医師
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者

(動物取扱業の登録の申請)

第5条の3 条例第10条の4第2項の申請書は、様式

第2号の2によるものとする。

2 条例第10条の4第2項第8号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第2条第6号に規定する動物取扱業の具体的な内容

(2) 営業開始予定年月日

3 条例第10条の4第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 動物を飼育し、又は保管する設備、給水設備、施設又は設備の洗浄及び消毒に必要な設備並びにえさ等を保管する設備の配置を示した飼育施設(条例第2条第4号に規定する飼育施設をいう。以下同じ。)の平面図

(2) 飼育施設の立面図及び付近の見取図

(3) 条例第10条の3第1項の動物取扱責任者が同条第2項に規定する者に該当するものであることを証する書類

(4) 特定動物を取り扱う場合にあっては、条例第11条第1項の規定による許可を受けたことを証する書類

(動物取扱業登録証)

第5条の4 条例第10条の5第2項の動物取扱業登録証及び条例第10条の8第2項の動物取扱業登録証は、様式第2号の3によるものとする。

(動物取扱業の変更の登録等)

第5条の5 条例第10条の7第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更とする。

(1) 主として取り扱う動物の数の変更であって、当該変更に係る数が10未満又は変更前の数の30パーセント未満であるもの

(2) 飼育施設の構造の変更のうち動物を飼育し、又は保管する設備等の配置に係るものであって、当該変更に係る部分の床面積が飼育施設の延べ床面積の30パーセント未満であるもの

(3) 飼育施設の規模の変更であって、当該変更に係る部分の床面積が変更前の延べ床面積の30パーセント未満であるもの

2 条例第10条の7第2項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第10条の7第1項に規定する登録業者の

氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地）

（2） 飼育施設を設置する事業所の名称及び所在地

（3） 登録番号

（4） 変更予定年月日

（5） 変更の理由

3 条例第10条の7第2項の申請書は、様式第2号の  
4によるものとする。

4 条例第10条の7第3項において準用する条例第10  
条の4第3項の規則で定める書類は、第5条の3第  
3項各号に掲げる書類のうち変更をしようとする事  
項に係るものとする。

5 条例第10条の7第4項の規定による変更の届出は、  
様式第2号の5による届出書を提出してしなければ  
ならない。

（登録業者の地位の承継の届出）

第5条の6 条例第10条の9第2項の規定による承継  
の届出は、様式第2号の6による届出書を提出して  
しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなけ  
ればならない。

（1） 承継の原因が相続である場合にあっては、戸  
籍謄本

（2） 承継の原因が相続である場合であって、相続  
人が2人以上あるときは、届出者以外の相続人全  
員の同意書

（3） 承継の原因が合併である場合にあっては、合  
併後存続する法人又は合併により設立された法人  
の登記簿謄本

（飼育施設の使用の廃止の届出）

第5条の7 条例第10条の10の規定による廃止の届出  
は、様式第2号の7による届出書を提出してしなけ  
ればならない。

（動物取扱業登録証の再交付の申請）

第5条の8 条例第10条の11第1項の規定による再交  
付の申請は、様式第2号の8による申請書を提出し  
てしなければならない。

（立入調査等を行う職員の身分を示す証明書）

第6条 条例第19条第2項の身分を示す証明書は、様

（立入調査等を行う職員の身分を示す証明書）

第5条の9 条例第10条の17第2項及び条例第25条第

式第2号によるものとする。

2項の身分を示す証明書は、様式第2号の9によるものとする。

(特定動物の区分)

第6条 条例第11条第1項の規則で定める動物の区分は、別表第1の特定動物の区分の欄に掲げる区分とする。

(特定動物の飼育許可の申請)

第7条 条例第11条第2項の規定による許可の申請は、様式第3号による申請書を提出してしなければならない。

2 条例第11条第2項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 飼育しようとする特定動物の性別及び年齢
- (2) 飼育開始予定年月日
- (3) 飼育の作業に従事する者（以下「作業従事者」という。）の生年月日
- (4) 捕獲用器材の種類及び数
- (5) 災害発生時において特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するためにとるべき措置

3 条例第11条第3項第3号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 飼育施設の構造詳細図、配置図及び付近の見取図
- (2) 申請者及び作業従事者の住民票の写し（申請者が法人の場合は、当該法人の登記簿の謄本）
- (3) 別表第1の15の項又は17の項（同項(21)を除く。）に掲げる動物を飼育する場合は、当該動物の有する毒に対し効力を有する血清の名称、製造者及び保管場所を記載した書類

(特定動物の飼育施設の基準)

第8条 条例第12条第1項第1号ウの規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

(特定動物の飼育許可の変更)

第9条 条例第13条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、条例第11条第2項第5号に掲げる事項の変更のうち、丸鋼又は金網の部分的な取換え、戸の付替え等飼育施設の同一性が失われない程度の変更とする。

2 条例第13条第2項の規定による変更の申請は、様式第4号による申請書を提出してしなければならない。

3 条例第13条第2項第4号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1) 条例第11条第2項第3号に掲げる事項を変更する場合 当該変更に係る特定動物の飼育開始予定年月日

(2) 条例第11条第2項第4号又は第5号に掲げる事項を変更する場合 当該変更に係る飼育施設の使用開始予定年月日

(3) 条例第11条第2項第6号に掲げる事項を変更する場合 作業従事者の変更予定年月日

4 条例第13条第3項第3号の規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1) 条例第11条第2項第4号に掲げる事項を変更する場合 変更後の飼育施設の配置図及び付近の見取図

(2) 飼育施設の構造若しくは規模を変更し、又は飼育施設を増設する場合 変更又は増設後の飼育施設の構造詳細図及び配置図

(3) 作業従事者を変更する場合 変更後の作業従事者の住民票の写し

5 条例第13条第5項の規定による変更の届出は、様式第5号による変更届を提出してしなければならない。

6 条例第13条第6項の規定による変更の届出は、様式第6号による変更届を提出してなければならない。

(特定動物の施設外飼育の禁止の特例)

第10条 条例第14条ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、あらかじめ様式第7号による施設外飼育届を知事に提出したときとする。

(1) 特定動物を輸送する場合

(2) 特定動物を曲芸、展示、競技その他これらに類する興行又は催しに使用する場合

(3) その他特別の事情により特定動物を条例第13条第1項に規定する飼育許可（以下「飼育許可」という。）に係る飼育施設の外で飼育する場合

(立入りをする職員の身分を示す証明書)

第7条 条例第11条第3項の身分を示す証明書は、様式第3号によるものとする。

(公示の方法)

第8条 条例第12条第1項の規定による公示は、同項に定める事項及び次に掲げる事項を当該野犬等(条例第11条第1項に規定する野犬等をいう。以下同じ。)の収容を行った場所を所管する総合事務所の掲示板に掲示することにより行うものとする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、条例第12条第4項において準用する同条第1項の規定による公示について準用する。

(犬、ねこ等の返還)

第9条 条例第12条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により野犬等又は犬、ねこ等の返還を受けようとする者は、様式第4号による申請書を知事に提出しなければならない。

(犬、ねこ等の譲渡)

第10条 条例第13条第2項の規定による犬、ねこ等の譲渡の申出は、様式第5号による申出書を提出しなければならない。

(野犬等の薬殺処分の方法)

第11条 条例第14条第1項の規定による野犬等の薬殺処分は、薬物入りのえさに薬物入りである旨を表示した紙片を添え、時間を限って、これを道路、空地、広場等に置くことにより行うものとする。

2 略

(野犬等の薬殺処分をする旨の周知の方法)

第12条 条例第14条第1項の規定による野犬等の薬殺処分をする旨の周知は、薬殺処分を実施する区域、期間及び時間、薬物の種類並びに薬物入りのえさの形状等について、次に掲げる措置をとることにより行うものとする。

(廃止届)

第11条 条例第15条の規定による廃止の届出は、様式第8号による廃止届を提出しなければならない。

(立入りをする職員の身分を示す証明書)

第12条 条例第17条第3項の身分を示す証明書は、様式第9号によるものとする。

(公示の方法)

第13条 条例第18条第1項の規定による公示は、同条第1項に定める事項及び次に掲げる事項を当該野犬等(条例第17条第1項に規定する野犬等をいう。以下同じ。)の収容を行った場所を所管する総合事務所の掲示板に掲示することにより行うものとする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、条例第18条第4項において準用する同条第1項の規定による公示について準用する。

(犬、ねこ等の返還)

第14条 条例第18条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により野犬等又は犬、ねこ等の返還を受けようとする者は、様式第10号による申請書を知事に提出しなければならない。

(犬、ねこ等の譲渡)

第15条 条例第19条第2項の規定による犬、ねこ等の譲渡の申出は、様式第11号による申出書を提出しなければならない。

(野犬等の薬殺処分の方法)

第16条 条例第20条第1項の規定による野犬等の薬殺処分は、薬物入りのえさに薬物入りである旨を表示した紙片を添え、時間を限って、これを道路、空地、広場等に置くことにより行うものとする。

2 略

(野犬等の薬殺処分をする旨の周知の方法)

第17条 条例第20条第1項の規定による野犬等の薬殺処分をする旨の周知は、薬殺処分を実施する区域、期間及び時間、薬物の種類並びに薬物入りのえさの形状等について、次に掲げる措置をとることにより行うものとする。

(1)~(3) 略

2 略

(事故発生時の届出)

第13条 条例第17条第1項の規定による事故発生時の届出は、特定動物の飼い主にあつては様式第6号の事故届を、犬の飼い主にあつては様式第7号の事故届を提出してしなければならない。

(1)~(3) 略

2 略

(事故発生時の届出)

第18条 条例第23条第1項の規定による事故発生時の届出は、特定動物の飼い主にあつては様式第12号の事故届を、犬の飼い主にあつては様式第13号の事故届を提出してしなければならない。

第19条 削除

(返還費用等)

第20条 条例第27条第2項の規定による返還を受けようとする者が負担すべき費用の額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 保管に要した費用 1頭、1匹又は1羽1日につき300円

(2) 返還に要する費用 1頭、1匹又は1羽につき3,000円

(特定動物の飼育許可等の通知)

第21条 知事は、飼育許可をしたとき、条例第15条の規定による特定動物の飼育の廃止の届出を受理したとき及び第10条の規定による施設外飼育届を受理したときは、遅滞なく、その旨を警察本部長に通知するものとする。

様式第2号の9 (第6条関係)  
(表)

第 号
立入調査員証明書
所属
職名
氏名
上記の者は、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第19条第1項の規定により立入調査等を行う職員であることを証する。
年 月 日

様式第2号の9 (第5条の9関係)  
(表)

第 号
立入調査員証明書
所属
職名
氏名
上記の者は、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第10条の17第1項及び第25条第1項の規定により立入調査等を行う職員であることを証する。
年 月 日

職 氏名 印

(裏)

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例 (抜すい)

(立入調査等)

第19条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主から必要な報告を求め、又はその職員に、飼育施設、飼育施設のある土地若しくは建物その他関係のある場所に立ち入り、動物の飼育に関し、飼育施設その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

職 氏名 印

(裏)

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例 (抜すい)

(立入調査等)

第10条の17 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、飼育施設を設置して動物取扱業を営む者から飼育施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物取扱業を営む者の飼育施設を設置する事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼育施設その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入調査等)

第25条 知事は、この条例(第2章の2の規定を除く。)の施行に必要な限度において、飼い主から必要な報告を求め、又はその職員に、飼育施設、飼育施設のある土地若しくは建物その他関係のある場所に立ち入り、動物の飼育に関し、飼育施設その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第29条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1)~(4) 略

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は料料に処する。

(1)~(5) 略

(6) 第19条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(5) 第10条の17第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は料料に処する。

(1)~(6) 略

(7) 第25条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第9号 (第7条関係)

(表)

第 号
立入員証明書
所属 職名 氏名
上記の者は、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第11条第2項の規定により立入りをを行う職員であることを証する。
年 月 日
鳥取県知事 印

(裏)

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例 (抜すい)

(野犬等の収容)

第11条 知事は、飼い犬以外の犬又は第9条第1号の規定に違反して係留等をされていない犬 (以下「野犬等」という。) があると認めるときは、その職員に、これを収容させることができる。

2 前項の職員は、収容しようとする野犬等がその

様式第9号 (第12条関係)

(表)

第 号
立入員証明書
所属 職名 氏名
上記の者は、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第17条第2項の規定により立入りをを行う職員であることを証する。
年 月 日
鳥取県知事 印

(裏)

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例 (抜すい)

(野犬等の収容)

第17条 知事は、飼い犬以外の犬又は第9条第1号の規定に違反して係留等をされていない犬 (以下「野犬等」という。) があると認めるときは、その職員に、これを収容させることができる。

2 前項の職員は、収容しようとする野犬等がその

飼い主又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。ただし、その場所の占有者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、この限りでない。

- 3 事項の規定により立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

飼い主又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。ただし、その場所の占有者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、この限りでない。

- 3 事項の規定により立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

## 様式第10号（第9条関係）

## 犬、ねこ等返還申請書

職 氏名 様

犬、ねこ等の返還を受けたいので、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第12条第2項（第12条第4項において準用する同条第2項）の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所  
氏名 ①  
(電話番号 )  
(法人にあっては、主たる  
事務所の所在地、名称及び  
代表者の氏名)

略

注 略

## 様式第11号（第10条関係）

## 犬、ねこ等譲受申出書

職 氏名 様

犬、ねこ等を譲り受けたいので、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第13条第2項の規定により、次

## 様式第10号（第14条関係）

## 犬、ねこ等返還申請書

職 氏名 様

犬、ねこ等の返還を受けたいので、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第18条第2項（第18条第4項において準用する同条第2項）の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所  
氏名 ①  
(電話番号 )  
(法人にあっては、主たる  
事務所の所在地、名称及び  
代表者の氏名)

略

注 略

## 様式第11号（第15条関係）

## 犬、ねこ等譲受申出書

職 氏名 様

犬、ねこ等を譲り受けたいので、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第19条第2項の規定により、次

のとおり申し出ます。

年 月 日

申請者 住所  
氏名 (印)  
(電話番号 )  
(法人にあっては、主たる  
事務所の所在地、名称及び  
代表者の氏名)

略

注 略

様式第12号 (第13条関係)

特定動物事故届

職 氏名 様

特定動物に係る事故が発生したので、鳥取県動物の  
愛護及び管理に関する条例第17条第1項の規定により、  
次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所  
氏名 (印)  
(電話番号 )  
(法人にあっては、主たる  
事務所の所在地、名称及び  
代表者の氏名)

略

注 略

様式第13号 (第13条関係)

飼い犬事故届

職 氏名 様

飼い犬に係る事故が発生したので、鳥取県動物の愛

のとおり申し出ます。

年 月 日

申請者 住所  
氏名 (印)  
(電話番号 )  
(法人にあっては、主たる  
事務所の所在地、名称及び  
代表者の氏名)

略

注 略

様式第12号 (第18条関係)

特定動物事故届

職 氏名 様

特定動物に係る事故が発生したので、鳥取県動物の  
愛護及び管理に関する条例第23条第1項の規定により、  
次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所  
氏名 (印)  
(電話番号 )  
(法人にあっては、主たる  
事務所の所在地、名称及び  
代表者の氏名)

略

注 略

様式第13号 (第18条関係)

飼い犬事故届

職 氏名 様

飼い犬に係る事故が発生したので、鳥取県動物の愛

護及び管理に関する条例第17条第1項の規定により、  
次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所  
氏名 (印)  
(電話番号 )  
(法人にあっては、主たる  
事務所の所在地、名称及び  
代表者の氏名)

略

注 略

護及び管理に関する条例第23条第1項の規定により、  
次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所  
氏名 (印)  
(電話番号 )  
(法人にあっては、主たる  
事務所の所在地、名称及び  
代表者の氏名)

略

注 略

第2条 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を削る。

様式第1号を削り、様式第2号を様式第1号とし、様式第2号の2から様式第2号の8までを削り、様式第2号の9を様式第2号とし、様式第3号から様式第8号までを削り、様式第9号を様式第3号とし、様式第10号から様式第13号までを6号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

2 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この項において「移動細目」という。)を当該移動細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目に改める。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。)に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後							改 正 前							
別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) 個別事項に係る事務処理権限							別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) 個別事項に係る事務処理権限							
所 属 名	事 項		事務処理権限の区分				所 属 名	事 項		事務処理権限の区分				地 方 機 関 の 長 の 名 称
	種 類	内 容	専決権者		委任決裁権者			種 類	内 容	専決権者		委任決裁権者		
			知 事	部 長	課 長	地 方 機 関 の 長				知 事	部 長	課 長	地 方 機 関 の 長	
略							略							



















